

消防救第 2 1 7 号
医政指発 0 8 0 1 第 3 号
平成 2 3 年 8 月 1 日

各都道府県消防主管部（局）長 殿
衛生主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

厚生労働省医政局指導課長

「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」等の一部改正について

救急救命士の気管内チューブによる気道確保については、これまで「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施について（平成 1 6 年 3 月 2 3 日付け医政発第 0 3 2 3 0 0 1 号厚生労働省医政局長通知）」「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について（平成 1 6 年 3 月 2 3 日付け消防救第 5 8 号医政指発第 0 3 2 3 0 7 1 号消防庁救急救助課長厚生労働省医政局指導課長連名通知）」「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について（平成 1 6 年 3 月 2 3 日付け医政指発第 0 3 2 3 0 4 9 号厚生労働省医政局指導課長通知）」に基づき、円滑な運用を図るようお願いしてきたところ。

今般、平成 2 2 年度救急業務高度化推進検討会において、気管内チューブによる気道確保を実施する場合にビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用したとき、気道確保の安全性、確実性等が高まる旨が示されたところである。

これを踏まえ、「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に係るメディカルコントロール体制の充実強化について」「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習要領について」について、別添の

とおり改正し、本日から適用することとした。

貴職におかれては、下記の改正の内容及び留意事項について御了知の上、救急救命士制度の円滑な運用を図られたい。

また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）及び関係団体に対しこの旨周知願いたい。

記

1 改正の内容

救急救命士の資格を有する者(救急救命士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省・厚生労働省令第1号)の施行日(平成16年4月1日)後に実施される救急救命士の試験の合格者(以下「新試験合格者」という。)を除く。)であって、気管内チューブによる気道確保の実施のための講習及び実習を修了しているもの及び新試験合格者であって、気管内チューブによる気道確保の実施のための実習を修了しているものについては、追加の講習及び実習を受け、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管を行うことができるものとする。

2 留意事項

ビデオ硬性挿管用喉頭鏡は、従来の硬性喉頭鏡とはその取扱いが異なることから、挿管人形を用いたトレーニング及びシミュレーションを繰り返し行い、機器の取扱いに習熟するよう努めること。